

－独立行政法人国立高等専門学校機構－

物品の購入等に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなど会計経理が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 億 6 7 5 9 万円

1 国立高等専門学校における物品の購入等に係る会計経理の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構は、国立高等専門学校（以下「高専」という。）を設置することなどにより、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、各高専の設置運営や教育研究活動等の業務を行っている。

2 検査の結果

(注1)

検査したところ、18高専全てにおいて、平成18年度から23年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って、物品の購入代金等を支払っていたものが、運営費交付金等を財源とする支払額151,482,936円、国庫補助金を財源とする支払額16,109,067円、計167,592,003円あった。

(注2)

(注1) 18高専 函館工業、苫小牧工業、秋田工業、茨城工業、小山工業、東京工業、富山、石川工業、福井工業、岐阜工業、豊田工業、鈴鹿工業、奈良工業、津山工業、呉工業、新居浜工業、佐世保工業、熊本各高等専門学校

(注2) 国庫補助金 大学改革推進等補助金、独立行政法人国立高等専門学校機構設備整備費補助金及び独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金

これらを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの

1高専 1,959,990円

イ 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

2高専 1,454,018円

ウ 翌年度納入

物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

18高専 144,580,778円

エ 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

14高専 19,597,217円

これらのアからエまでの事態は、18高専において、契約した物品が納入されていないのに納入されたこととして虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入代金計167,592,003円を支払っていたものであり、不当と認められる。また、このうち国庫補助金については当該国庫補助金が過大に交付されていて不当と認められる。